

2008 年度 第 2 回例会

「福島県内におけるまちづくり事例研究会」

… 三春のまちづくり研究と相互交流 …

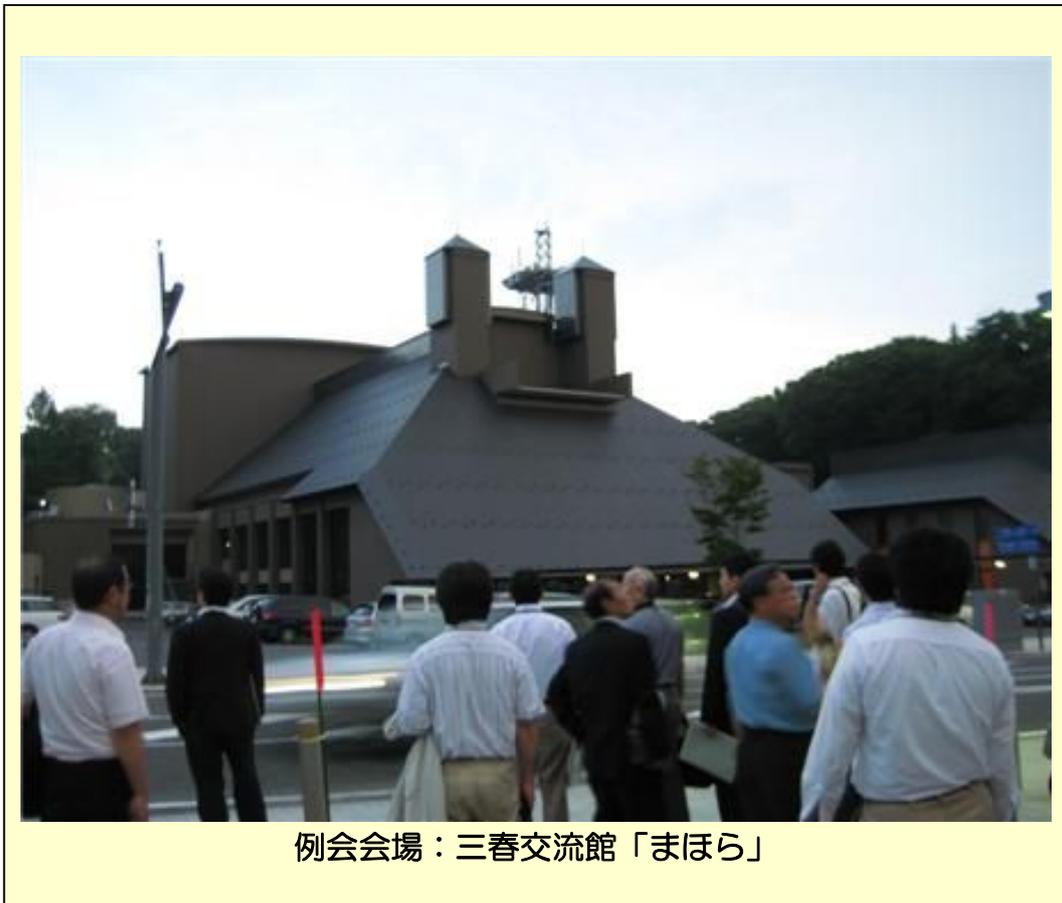
— 報 告 書 —



社団法人 福島県建築士事務所協会
県北支部 青年部

～ 目 次 ～

ページ数	内 容
1	目 次
2	開催概要
5	例会報告（開会～来賓挨拶）
10	例会報告（講演1）
19	例会報告（講演2～閉会）
28	参考資料



例会会場：三春交流館「まほら」

■ 「福島県内におけるまちづくり事例研究会」開催概要 ■

1. 事業名

「福島県内におけるまちづくり事例研究会」
… 三春のまちづくり研究と相互交流 …

2. 事業目的

- (1) 福島県内におけるまちづくりの経緯と現状さらには将来展望
- (2) 県北以外の地域での活動の展開と交流
- (3) 本部との連携した活動と青年部組織拡大

3. 実施日

平成20年9月6日(土)

4. 開催場所

三春地区 街なみの散策

例会会場 : 三春交流館「まほら」 小ホール
福島県田村郡三春町字大町191
TEL: 0247-62-3837

懇親会会場: ホテル八文字屋(「まほら」より徒歩1分)
福島県田村郡三春町字大町18-1
TEL: 0247-62-5757

5. 会費

5,000円(懇親会費用。例会のみ参加の方は無料)

6. 主催

(社)福島県建築士事務所協会 県北支部 青年部

7. 協力

福島県

三春町

(社)福島県建築士事務所協会本部

(社)福島県建築士事務所協会県中支部

8. 実施プログラム

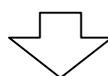
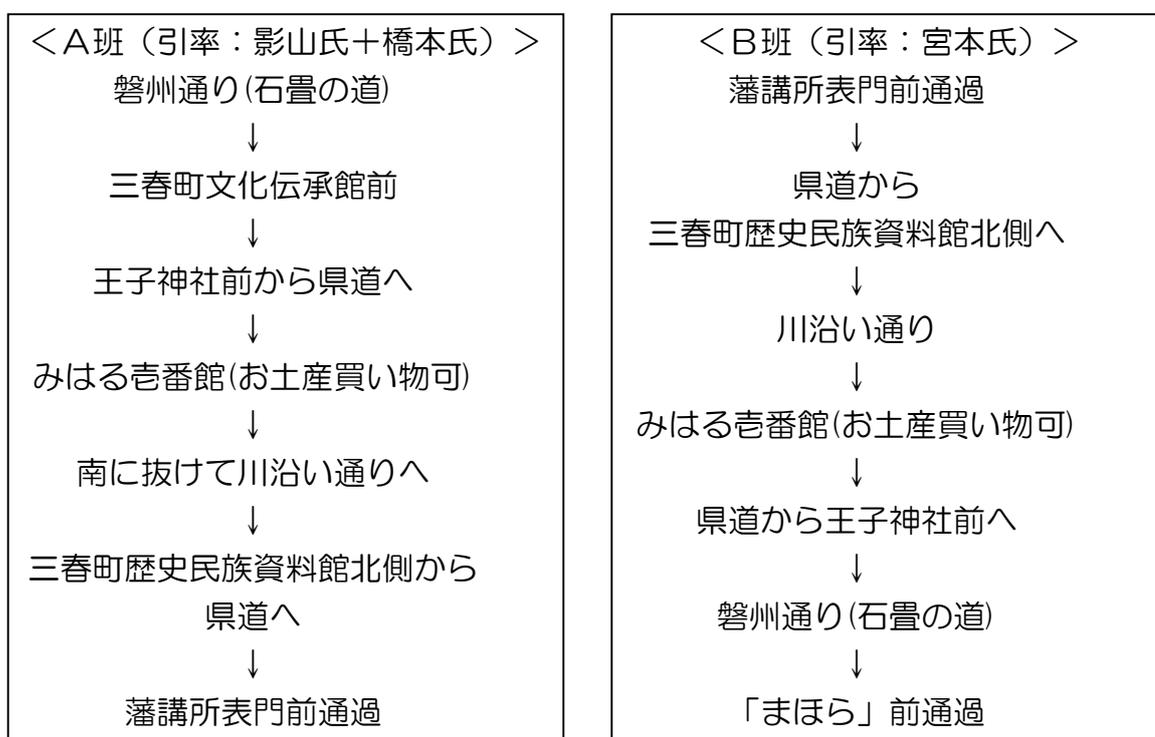
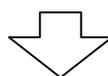
- 部員集合 13:00 (福島駅西口バスプール)
※郡山駅東口で県中参加者を乗せ、三春へ
- 現地見学① 14:40~15:45
※三春周辺施設を見学
- 例会 16:00~17:00
 - (1) 開 会
 - (2) 部会長挨拶 16:00 (5分)
 - (3) 来賓挨拶 16:05 (5分)
影山 常光 氏 (三春町建設課課長)
 - (4) 例会企画 16:10
 - ①講演1 野内 忠宏 氏 (20分)
(福島県土木部建築指導課課長)
 - ②講演2 宮本 久功 氏 (20分)
(三春町建設課都市グループ長)
 - (5) 質疑応答 16:50 (10分)
 - (6) 閉 会 17:00
- 現地見学② 17:15~18:00
※講演の内容を踏まえ、街なみの散策を実施
2班に分かれて行動
- 懇親会 18:15~20:30
 - (1) 開 会
 - (2) 部会長挨拶 18:15 (5分)
 - (3) 来賓挨拶 18:20 (10分)
 - ① 影山 常光 氏 (三春町建設課課長)
 - ② 渡邊 武 氏 (建築士事務所協会県中支部支部長)
 - (4) 来賓紹介 18:30 (5分)
 - (5) 乾 杯 18:35
田畑 光三 氏 ((社)福島県建築士事務所協会 会長)
 - (6) 青年部活動報告 19:00 (10分)
【発表者】田畑 建一 副部会長
【PC操作】田中 宏幸 幹事
 - (7) 他支部代表感想 20:00 (10分)
 - (8) 来賓感想 20:10 (20分)
 - (9) 閉 会 20:30 (20分)
鈴木 勇人 副部会長

○ 現地見学①について

- ①三春の里田園生活館 14:40~14:55
↓ (5分)
- ②桜中学校 (通過のみ) 15:00~15:03
↓ (5分)
- ③中郷学校 (通過のみ) 15:08~15:10
↓ (5分)
- ⑤J-ポ ライブ ハウス桜ヶ丘 15:15~15:25
↓ (5分)
- ⑥駅南部J-ポ ライブ 住宅地区 15:30~15:40
↓ (5分)
- 三春交流館「まほら」着 15:45

○ 現地見学②について

例会会場 (三春交流館「まほら」) 出発 17:15



懇親会会場 (ホテル八文字屋) 着 18:00

■ 例会報告（開会～来賓挨拶） ■

【開会】

（菅野）

ただいまより、社団法人福島県建築士事務所協会県北支部青年部第2回例会「福島県内におけるまちづくり事例研究会」を開催致します。

挨拶が遅れまして申し訳ありません。私、県北支部青年部で監事を仰せつかっております、太田建築設計事務所の菅野と申します。宜しくお願い致します。

まず初めに主催者を代表致しまして、当青年部部長・河野忠よりご挨拶申し上げます。

【部会長挨拶】

（河野）

皆さんこんにちは。社団法人福島県建築士事務所協会県北支部青年部の部会長をさせて頂いております、大野建築設計事務所の河野と申します。今日は、我々県北支部青年部の平成20年度第2回目の定例会ということで、他方局の方々にもお声掛けしたところこんなにも沢山の方にご出席頂きまして、本当にありがとうございます。

それから、今日講師を務めて頂きます福島県の建築指導課の野内課長、快く講師をお引き受け頂きましてありがとうございます。

また、当三春町さんの方には色々とお骨を折って頂きまして、課長さんを始め講師の方も出して頂くようになりました。本当にいろいろとありがとうございました。

今日の「まちづくり研究会」なのですが、我々青年部の事業の中に「まちづくりの調査研究」という事業が盛り込まれておりまして、その一環として含まれます。また、今回の三春町の研究会に関しましては、三春町さんの方は福島県内でも「HOPE計画」ですとか「裏道整備事業」等々を通しまして、まちづくりに関しては先進的な事例が数多く見られるということで、三春町で開催することとなりました。

身近なところのまちづくりを見ていくということは、我々福島県で設計業務をする人間としては本当に大切なことと思っております。今後各地域を見るのに関しても、三春町を見ることによって、我々のような人はこの町に来た方がいいんだとか、我々がつくる建物はいったいどんな影響を及ぼすのかとか、そういうことを考えるのに今日はいい勉強になると思います。

また今年度ですが、青年部を県組織に上げていくということを目指して、我々は活動をしております。その一環で、今回全県にお声掛けしたということになっております。

私共は設立から6年ほど活動しておりますが、今日本来ですと懇親会の席でその活動の中身をスライドショーで上映するようになっておりますけれども、懇親会に出られない方もいらっしゃるということで、我々青年部がどんなことをやっているのか、どんな団体なのかということをご説明だけ簡単にさせていただきます。



河野 忠 県北支部青年部部長

まず県北支部の青年部というものは、規約の中にあるものを読みたいと思うのですが、目的としましては

「本会は、社団法人福島県建築士事務所協会県北支部に所属する青年経営者及び支部会員事務所に勤務する青年所員で組織し、互いに切磋琢磨し、建築技術の研鑽と資質の向上を図り、支部活動を支援するとともに、社会資本の充実と建築文化の進展に寄与する社会貢献を担う人材を育成するとともに……」ということが載っております。

それから事業としましては、いろいろあるのですが、支部上部より付託された事業ですとか、技術及び資質を高める勉強、まちづくり・景観・環境に対する研究、先進施設の視察、ボランティア活動、親睦というものが挙げられます。

それで県北支部の方なのですが、正会員と準会員というものが、正会員というのは建築設計を専業とする会員で、県北支部の場合ですと14名在籍しています。準会員というのは建築設計の専業以外の会員で、25名ほど在籍しております。親会の方と助成会員の決め方など違うところがあり、今後見直していかなければならないと思っております。

それから、今までの活動内容につきまして代表的なものをご説明したいと思います。

まず平成 13 年度——立上げの時期だったのですが、このときは福島市の「都市型住宅マスタープラン」の計画をさせて頂きました。

それから平成 14・15 年度をかねまして、福島市内にある「古民家マップ」を作成しております。

それから、平成 16 年度には「ユニバーサルデザイン公開フォーラム」ということで、講師の方を 2 名お呼びしまして、子育て世代のユニバーサルデザインは何なのか、医療から見たユニバーサルデザインとはどうなのかを、公開でフォーラムを行いました。

それから、平成 17 年度は「住まいとまちの安全公開フォーラム」ということで、これは衆議院議員で旧山古志村の村長であります長島忠美様に講師になって頂きまして、基調講演とパネルディスカッションを実施しました。

それから、平成 18 年度は「景観からまちづくりを考える」ということで、東大の中井祐准教授に講師を勤めて頂きまして、勉強会を行いました。

それから、平成 19 年度は「古民家体験を通してサステナブル建築を考える」ということで、宮大工の方に講演を頂きまして、その後古民家を利用して福島市内で活躍している福島芸人会の寄席を開き、一般公開もいたしました。

等々、事業についてはそのような形なのですが、青年部の活動に出席してもらうことは単に知識とかだけではなく、自分が持っているモチベーションを高い位置に置ける——他の人が頑張っているから自分も頑張ろうと思えることが 1 番の精神的効果として挙げられると思います。その辺を自分で肝に銘じておけば、青年部で時間を取られるというだけではなく、本業の方にも高いモチベーションを持ちながら仕事の方に反映できるのではないかと思います。

今回は第 1 回目の移動定例会ということで、また今年度もう 1 度企画できればと思いますので、ぜひ青年部の存在に対して共感して頂いてご協力を頂ければと思います。

今日は皆様、宜しくお願い致します。

(菅野)

続きまして、本日お越し頂いておりますご来賓の方々を代表致しまして、三春町建設課課長・影山常光様よりご挨拶を頂戴致します。

それでは影山様、宜しくお願い致します。

【来賓挨拶】

(影山)

ただいまご紹介頂きました、三春町建設課課長の影山でございます。本日はお忙しい中当町をお訪ね頂きまして、誠にありがとうございます。心から歓迎を申し上げます。

社団法人福島県建築士事務所協会県北支部青年部主催になります「まちづくり事例研究会」が、福島県土木部建設指導課長・野内忠宏様を講師にお迎えし三春町で開催されますこと、誠にありがとうございます。一言、歓迎の言葉を申し上げます。

まず折角の機会でございますので、若干当町の取り組みなどを紹介申し上げたいと思います。皆様もご承知の通り、三春町は福島県の中央・阿武隈山系の西裾に位置しており、総面積 72.6 k㎡の半数を山林が占める、人口 2 万人弱の中山間地帯であります。かつての中心市街地は、城下の繁栄に築城 500 年の古い歴史を持つ街なみが連なっておりました。16 世紀の戦国時代——皆様もご承知のことと思いますが、伊達正宗の正室・愛姫の生家として有名な田村氏が、町の中心に山城を築きました。それ以来、築城 500 年の歴史を迎えた訳でございます。

現在、街なみ——町と裏の通りを中心市街地活性化のキーワードとして捉えまして、500 年前の街なみ都市基盤の整備を行いました。目抜き通りの景観に配慮した素晴らしい街なみを誇り、歴史・景観都市を自負しているところでございます。

また、梅・桃・桜が 1 度に咲くということで「三春」という大変美しい言い伝えを持つ、小さな城下町でございます。



三春町建設課課長 影山 常光 様

さてその歩みを申し上げますと、三春町では昭和 58 年度に、地域に根差した住宅文化の高揚を目的としまして「**地域住宅計画**」を策定しました。この計画は、それまで培われた三春の個性に応じた住宅政策を、より良いまちづくりを進めるために展開したものであります。この計画を受けまして、昭和 61 年度より「**地域住宅計画推進事業**」をスタートさせ、これまでに様々な住宅施策を展開しているところであります。

初年度に策定しました「**店舗併用住宅整備計画**」は、同時に昭和 63 年に完成しました「**市街地整備基本計画**」に引き継がれました。その後、平成 2 年度に「**美しいまちをつくる三春町景観条例**」の施行、平成 3 年度に「**より良い緑景観まちづくり整備計画**」を策定し、さらに平成 10 年度には「**三春町中心市街地活性化基本計画**」を策定しております。それら様々な事業を推進しているところでございます。

また現在は、平成 18 年度から 27 年度の 10 年間を目標に置きました「**第 6 次三春町長期計画**」において「**安全・安心な町、自主・自立の町、継続・発展する町**」を基本理念といたしまして、それを基に町民の視点を尊重したまちづくりを推進しております。

今日は後ほど、担当の方から「**地域住宅計画**」——いわゆる「**HOPE 計画**」を通し、これまで三春町が取り組んできました住宅政策、特に中心市街地を始め色々と説明があると思います。

本日の研究会が、皆様にとって有意義なものになりますよう祈念いたします。また、お見受けしたところ地元の方々も多数お見えになっているようですので、今後それぞれの交流の中から共にいろいろと学び、勉強ができますようにご期待を申し上げたいと思います。簡単ではございますけれども、歓迎の挨拶といたします。

本日は誠におめでとうございませう。

(菅野)

影山様、どうもありがとうございました。

■ 例会報告（講演1） ■

（菅野）

それでは、例会企画に移らせて頂きます。まず始めに、【講演1】といたしまして福島県土木部建築指導課課長・野内忠宏様よりご講演頂きます。

野内様、宜しくお願ひ致します。

【講演1】

（野内）

ただいまご紹介頂きました、建築指導課の野内と申します。本日は事務所協会青年部の研究会ということで、お呼び頂きましてありがとうございます。私が講師というのは変な感じとお思ひの方もいらっしゃると思いますが、ちょうど20年近くになりますけれども、私が県からの派遣という形で三春町の役場の方に2年程いさせて頂きました。初代は、建築士事務所協会にて現在専務をされております渡辺光司さん（昭和61・62年）で、2代目の私が昭和63年と平成元年でした。

20年前ということで本当に古い話になってしまうのかもしれませんが、これからに通ずることが沢山あるのかなと思いますので、初代の渡辺さんを差し置いて私が話をするのは大変恐縮なのですが、20分程度ということで簡単に紹介させて頂きます。

資料は、「三春のまちづくりの系譜・全体像」というA3版で綴ってあるものをご覧頂きたいなと思います。

今、影山課長さんからもこの流れについて触れられましたけれども、私も20年ということで今回話をしてくれということでしたので、手作りで資料を1枚つくってみました。

ご存知のように三春の町というのは、テーマとしましては「住まい・建築からのまちづくり」ということが言えるのかなと思います。「地域住宅計画」なのですが、1番上に書いてありますように、いわゆる「地域住宅計画」＝「HOPE計画」と呼ばれております。

その「HOPE計画」というのは、昭和58年に当時の建設省住宅局の方で戦後の住宅政策——数を優先して住宅をつくっていくところを、地域に視点を据えて、地域固有のアイデンティティ・特色を生かしながら、本当に豊かな住空間の創造と、そこから住まいを通してまちづくりをしていこうという、その当時としては非常に新しい施策でした。

三春町がその第1号となる訳なのですが、資料の「まちづくり・建築住宅関係」というところを見て頂きたいのですが、大きく分けると大体4つぐらいに分けられるのかなと思います。

私の感覚でつくっておりますけれども、まずは昭和57年の「まちづくりの萌芽期」、昭和58年の「HOPE計画」を策定したところの大体3年間ぐらい、それから昭和61年から計画を実践に移して事業を行っていくというところ、それからそれ以降——というように大きな流れがあるのかなと思っております。

まず「まちづくりの萌芽期」というのは、昭和57年で「HOPE計画」になる前ですけれども、**三春町の建築賞**というのが制定されております。これは、町の有志の方がまちづくりを何とかしなきゃいけないということで、当時の東大の名誉教授の村松貞次郎先生がたまたま三春に来るということを聞きつけて、当時の町の有志の方が駅まで押しかけて、「我々がまちづくりの賞をつくるから、ぜひその委員長になってくれ」ということをお願いしましたら、これに村松先生が意気を感じられて快く引き受けられて、三春の建築賞が制定されて、委員長としてかなり長い間助けて頂きました。

それから、三春町など全国各地の8市町村が「HOPE計画」策定の全国第1弾指定都市でしたが、国の方で非常に新しいまちづくり・住まいづくりをしようということで力の入った事業でありまして、この事業を創設するという考え方そのものが、三春のまちづくりの機運のようなものも制度をつくる時に反映されました。福島県からも、当時県の公営住宅係長で現在NPO法人循環型社会推進センターの坂本副理事長が国の方に足繁く通いまして、制度の創設、また三春町に対して大変ご尽力されておりました。

資料に「HOPE計画が生まれた3つの背景」と書いてあるのですが、3つに大きく分けましたが、住宅というのは生活に密着している、一番身近ですよということです。

地域ごとにきめ細かく住宅がつくられる、設計されるということが1つ。

それから、住宅というのは個人それぞれの持ち物ですが、ただしそれは勝手につくるというのではなくて、住宅そのものが私有財産であっても、それらが集まって家なみや街なみ、景観をつくるようになりますと、それらはやはり社会的な財産であって、**建築主や設計者**というのは非常に重い責任があって、それらをもっと認識すべきではないかということ。

それから、住まいづくりというのは、土木などと比較しても非常に作業的に裾野が広いということ。また、**地域の伝統であるとか風土であるとか工法などの文化的なものを引き継いで、1つ1つつくられていく**ということ。

ですから、そのような経済の問題、文化の問題などをしっかり住宅の中に込めてつくっていかねばならないのではないかというのが、「HOPE計画」の背景と言われております。

次の資料の中で、昭和58年に「三春町地域住宅計画」の策定とありますが、昭和58年にどんなまちづくりを、住まいづくりをしたらいいのかということで、町の方で立てた計画です。

「歴史公園都市の整備」というようなテーマを掲げまして、4つの柱をつくっています。

1つは「**中心市街地町並整備**」。伝統的な街なみの短冊型の敷地で、それらを商業の活性化と併せて考えていきました。

それから2つ目は、「**新市街地街区整備**」。古いところと駅南部地区というところで、当時住宅団地の開発を区画整理事業として町施工でやっていました。また深田和地区というところで、国道288号線沿いに組合施工で開発を行っていました。まずそういったところで、新市街地と中心市街地の関係、それから新市街地の中で行われるまちづくりなどを、住まいの中から考えていこうということでした。

それから3つ目は、「**公営住宅整備**」。従来から三春町には公営住宅がいろいろありましたが、新しいつくり方を考えていこうということでした。

それから「**ダム周辺整備**」というものが4つ目にありまして、昭和40年代から三春ダムの計画が非常に長い間計画されて、ちょうどこの当時ダムの工事に着工をし、ダム周辺地区をどのようにしていくかということが大きな課題でした。

それらの中で、町が中心になって——役場の計画ということなのですが、町の建築士、工務店、大工さんが「**住宅研究会**」というものを発足させております。この「**住宅研究会**」が、非常に後々でもまちづくりの大きな役割を果たしていきます。



福島県土木部建築指導課課長 野内 忠宏 様

昭和61年からは、この4本柱（三春町の「HOPE計画」の基本理念）を踏まえながら、この推進事業を3年間実施しました。

その1つが、**中心市街地の街なみ整備**であるとか、**店舗併用住宅の整備**ということですが、なぜ店舗併用住宅なのかというと、「HOPE計画」は住宅をつくるものではありませんが、三春の中心市街地を考えたとき住宅と商業は一体であり、住まいづくりも短冊型の敷地の中

で道路に面する部分には店舗があり、細長い敷地の後ろには住宅があるということがあるので、それらを考えて店舗併用住宅の整備計画を作成しています。これらは街なみの整備だけではなくて、街路工事——県道なのですがその拡幅計画も盛り込んで、それと街なみや商業を一体的に考えていきたいと思いますということになりました。

その中で、この店舗併用住宅整備を受けて「美しいまちをつくる三春町景観条例」が平成2年の3月に制定されております。これは、景観条例としては県内の市町村レベルでは初めてのものでした。街路事業によって拡幅され今現在は道路が広がっておりますが、当然後ろに山があって桜川という川があって、道路側を広げればその分住宅や店舗が狭くなるという状況なのですけれども、街路事業で拡幅されて補償が出て家が改修される、または立て替えられるというときに、町としても家なみを考えたときに1つのきっかけだろうということで、1つは街なかの街路の拡幅事業に併せて景観上のルールをきちんとしていくということになりました。

それからダム周辺の整備ということで、今で言う「2 地域居住」——「マルチハビテーション」や「田園生活」とも言われますが、県外や都市部の方たちが田舎暮らしを求めて来られるような場合、ダム周辺においても一定のルールで開発や家づくりをやってもらいたいということがあって、三春町の景観条例ができております。

次にコーポラティブ住宅ということで、先程県北支部青年部の方々にも見て頂いたのですが、新市街地の中で新しい住宅地の先導的なものになるような試みをしようということで、「駅南部コーポラティブ住宅地区」それから新町東部の区画整備の中の「コーポラティブハウス桜が丘」という事業をやっております。

それから三春駅の周辺整備計画ということで、自由通路などを「HOPE 計画」に基づいて実施をしています。

それから公営住宅につきましても、「かつぎ橋団地」は三春駅の昔国鉄のストックヤードだったその前と後ろを利用して、RC4 階建ての団地をつくっています。「八島台団地」もその上の「駅南部コーポラティブ住宅地区」と連続して、木造で団地をつくっております。

それから、ダム周辺の生活提案型の住宅づくりのための「田園都市生活提案型設計競技」。これは全国レベルでやったものがあります。

次に、「HOPE 計画によるコンセプトに基づく事業の展開」ということなのですが、「HOPE 計画」でつくった基本コンセプト・理念を上手く継承しそれをしっかり持ちながら、それぞれの事業に着手をしていったということなのです。

資料に書いていないところで町の方々が努力をされた部分もたくさんあると思いますが、この資料は私の個人的な作成ということでご容赦願いたいと思います。

それから、学校整備ということも当時動いておりました。

「三春町学校建築研究会」の発足ということで、メンバーとして大高正人先生——大高先生は建築家として大変名を馳せておりますけども、ご存知のように三春町出身ということで、先程のまちづくりの「HOPE 計画」の話などいろいろなご指導を頂いたり、その筋の専門家の先生をご紹介頂いたりといったことがありました。そういった大高先生の指導の中で「学校建築研究会」があり、渡辺定夫先生や香山先生、日大の佐藤平先生や山下先生、鈴木先生、それから全体の取りまとめ的な役割で長澤先生——今は東洋大学に行かれておりますけれども、当時は日大工学部にいらっやって、「学校建築研究会」の事務局的なことをやっておられました。

「学校建築研究会」というのは、三春町の方でまちづくりはまちづくりということでやっていたのですけれども、教育の方でも、ダム周辺やそれ以外のところでも学校の統合や改築がされる場所がありまして、資料に書いてあるような学校が次々に計画されました。そのとき町の方では、まちづくりと教育、そして国際交流をテーマに掲げておりました。学校の教育ということで、建物をつくるのも重要なことだろうということで「学校建築研究会」のメンバーを組織しまして、それぞれの地区ときめ細かくワークショップや意見交換会などをしながら、1つ1つ学校を建築していきました。

1 番最初に山下和正先生の「岩江小学校」の設計に着手したのですけれども、その設計は基本的に山下さんがやったのですが、「学校建築研究会」のメンバーみんなが定期的に集まってその設計について議論をする。そして設計が更に進化していく。そのようなやり方で、それ以外の学校についても1つ1つつくっていきました。

今日先程見学したのは「中郷学校」——これは小学校と幼稚園、集会場が合築されているので「学校」という名称になっていますが、あとは「桜中学校」を見て頂きました。



中郷学校 設計：鈴木 旬 氏



桜中学校 設計：香山 寿夫 氏

次の資料、地図の左にある黒丸のところが「駅南部地区コーポラティブ住宅地区」です。右の隅の方にある二重丸が「コーポラティブハウス桜が丘」。いずれも区画整備事業を行ったところです。

資料の 3 ページを見て頂きたいのですが、コーポラティブ住宅というのは一般的には住宅をつくりたいという人が集まって自分たちの意見を反映させながら、建築家がコーディネーターになって、それぞれの希望に合った個性的な住宅を集合住宅で実現させていくというのが一般的なコーポラティブ住宅だと思いますけれども、三春町ではそれを戸建住宅でやったというところが、非常に珍しいことではないかと思います。



駅南部コーポラティブ住宅地区

「**駅南部コーポラティブ住宅地区**」は 30 年間の借地方式で、若い人でも家が持てる。それから、区画整理で換地を受けた土地所有者の方がなかなか土地を離せないとなると、せっかく住宅改修でつくった土地の宅地化が進まない、住宅が建たないということもありまして、街区の宅地化を上手く促進させるために町と「**住宅研究会**」の方でコーディネートをし、建築協定・建築指針を入れながら 30 余りの区画を宅地にしていきました。

続いて資料の 4 ページですが、建築協定や建築指針が書いてありますけれども、地元の「**住宅研究会**」の方々——30 数名いらっしゃるけれども、その方々が三春にはどのような住宅が合っているのか、どういうものが地域の発展になっているのかなどいろいろ考えたものが、建築協定や建築指針となっています。

先程「**HOPE 計画**」の理念の中で経済性と文化性という話をしましたけれども、「**地域の住宅は地域の力で、地域に合ってつくらなければならない**」というところに、建築協定や建築指針が繋がっている。ですからこれを読み解いていきますと、自然と地元の工務店とか大工さんの在来工法でないと指針に合わないものになっていく。他のものがダメという訳ではないのですが、こうした協定や指針を上手く使うことによって、地元で仕事が生まれてくるという 1 つの例なのかなと思います。

次に資料 5 ページ目の「**コーポラティブハウス桜ヶ丘**」ですが、これは借地方式ではなく分譲方式です。条件的には良くない北下がり宅地なのですが、それをそのまま雑壇上に造成してしまうと、平たい部分と法(のり)の部分とで分かれてしまって使い勝手が悪いということ、また三春に住んでみたいと思っている人とコミュニティを一緒につくりたいということがあって、「**コーポラティブハウス桜ヶ丘**」を分譲しています。これも町と「**住宅研究会**」の方で基本的なルールを決めて、そのルールに賛同する方のみここに家を建てて頂くということになっています。特徴的なところは、自分の土地の他に共有部分として共同駐車場や広場・通路といったものを、8 人の土地所有者の方がそれぞれお金を出して通路の部分を買って工事をして——といったことをセットにしてやったところなんです。これは「**駅南部コーポラティブ住宅地区**」も同じなのですが、1 つの地区で着工する前に、そこに参加しようとする方に何度か集まって頂いて、話し合いをしながらこの地区をつくり上げていき、共通の理解を持つ。そして住むときには、隣同士の方は既に知り合いになっている——そんな形にしていこうと考えておりました。ただ現実的には上手く行かない部分もあり、集まったときに話がまとまらなかったりしたため、数を重ねてやっていきました。

それから資料 9 ページですけれども、先程から話題に出ておりましたが、昭和 58 年に発足しました「**三春町住宅研究会**」の会員名簿です。15 年前ぐらいの写真ですので、今日も何名かの方が来られておりますけれども、非常に若いときの写真になっております。

下の方に発足の目的ということで

『「**地域住宅計画**」の策定に合わせ、昭和 58 年に三春町の働きかけで、地元三春町内の建設関連業者（建築設計事務所、建設業者、土木業者：当時会員数 36 名）で、「**三春町住宅研究会**」が結成された。「**三春町住宅研究会**」の目的は、**各分野の人々がそれぞれの別個に行動しては良い町はつくれないとの認識から、三春町内で活動する関連業者を一同に集め、手を結んで住み良い町をつくっていかうというものである。』**

という目的でつくられました。また右の方には、

『その中で毎月例会を開きながら、「まちづくり」を行政ばかりに任せたり押し付けたりするのでなく、どうすればこの組織が自立して民間という立場で「まちづくり」を行えるか。**行政主導型組織からの脱却と民間主導型組織への転換**を目標に研究活動が始められた。』

ということです。もっといろいろと成果等はあるのですが、時間の関係上省略させていただきますけれども、現在でも大変活躍されているところです。

時間になってきてしまいましたので私の話は大体終わりなのですが、私が個人的に考えることということで3つほど、三春のまちづくりに関わらせて頂いて感じたことを最後にお話したいと思います。

まず1つは、**まちづくりをするときに地域の住民の方の意見をよく聞いて、それから専門家の方からも充分アドバイスを貰って、将来の地域の姿をしっかり見定めて、まちづくりの良いコンセプト、良い理念をきちんと持つこと**。今回これに該当するのが、昭和 58 年に策定した「**地域住宅計画**」の内容なのかなと思います。この内容を読んでも、これをしろあれをしろとはっきり書いておらずなかなか理解しづらいのですが、味があって、何年過ぎても見ると何かを与えてくれるような計画なのかなと私は思います。

それから2つ目は、**コンセプトに基づいて粘り強く継続してまちづくりとか住宅づくりをやっていくこと**なのかなと思います。ふらつかないことです。良いコンセプトであれば長持ちします。三春の場合は 20 数年以上続いて、このような状況になっているということです。

最後の3つ目は、**地域住民の方は熱い**です。意気を感じる方が多いです。建築関係の方などはそうですけれども。あとは大高先生はじめ、**全国的な各地の方々が専門的な立場からアドバイスを頂けたこと**。あとは**行政**。この**3者**が**共に汗を流してつくった**というところだと思います。

今日は私が話をしましたが、実際にやって来られたのは三春町の方、建築関係の方、役場の方なのでこんなことをいうのは恐縮ですけども、感じるということでした。三春についての話は以上です。

建築士事務所協会県北支部青年部の方々は、今後全県的に活動されるということで頑張っておられるようですので、県の建築局としても応援していきたいと思います。以上です。どうもありがとうございました。

(菅野)

野内課長様、大変貴重なお話どうもありがとうございました。



例会会場の様子

■ 例会報告（講演2～閉会） ■

（菅野）

それでは続きまして、三春町建設課都市グループ長・宮本久功様、お願い致します。

【講演2】

（宮本）

ただいまご紹介頂きました、三春町役場建設課都市グループの宮本です。宜しくお願いいたします。ただいま野内課長のお話を聞きまして、三春のまちづくり・住宅政策は、昭和57年の「三春町建築賞」の制定———そこまで遡るということで、まもなく四半世紀を迎えるようになるのだなということで、非常に気の長い事業だなと改めて実感したところです。野内課長は三春町の方に引っ越して来られて平成2年に県に戻られた訳ですが、私はそのときに三春の方に採用になりました。ですので、昭和57年頃にはまだ学生としてこの辺を歩き回っておりまして、非常に長い間まちづくりをされているのだなと痛感したところでございます。

今日私の方はですね、三春町のまちづくり———特に中心市街地についてのまちづくり、最近のお話を進めていきたいと思っております。

まず「三春町大町地区」という資料を基に、話を進めていきたいと思っております。

それでは三春町の概要ですが、冒頭私共の課長の方から話がありましたが、三春町は福島県のほぼ中央に位置しております。東側に田村市、南・西側に郡山市、北は本宮市、二本松市になり、東西南北を市に囲まれた小さな城下町です。三春町は当面合併などしないと宣言しておりまして、現在行財政改革に取り組んでいるところです。人口は2万人弱ですが、少子化の煽りを受けて人口は減少傾向にあるという状況です。

中心市街地から郡山市までは磐越東線が通っておりまして、電車だと15分くらいで郡山市に着きます。車でも約30分程度です。それから、東京までは200km圏内にございまして、新幹線等を使えば1.5～2時間で着きます。そういった位置関係になっております。

それから今日ご案内いたします三春の中心市街地の概要ですが、資料に上空から撮った中心市街地の写真がございますが、写真の通り谷あいの街道沿いに町家が発展した城下町でございまして、表通りに間口が狭く奥行きが長い、所謂「短冊型」の敷地が連なった表通りとなっております。

その表通りから1本裏に入りますと蔵などが点在しておりまして、その裏山にはお寺や神社が点在するような状況になっております。都市計画の見地から申しますと、商業地域を形づくった中心市街地のすぐ裏山には、緑地を守るために**風致の規制**がなされているのが三春町の中心市街地の特徴であります。この中心市街地には、三春町の1/3の人口の約7千人の方がお住まいになっているというような状況です。中心市街地の中の「まほら」の界限は**大町地区**と呼んでおりまして、大町地区には役場をはじめ、この「まほら」や郵便局、NTTビルなど、**町のシンボルゾーン**になっております。

郊外の方へ目を向けて頂きますと、皆さんここに来る前にちょっと歩いてきたかと思えますけれども、町の南側の方には平成10年に完成しました**三春ダム「さくら湖」**があります。「さくら湖」の湖岸には、皆さんご存知の国の天然記念物の「**滝桜**」があります。桜のシーズンは毎年4月20日前後が見頃となっておりますが、3週間という短い期間ではありますが、毎年約30万人の観光客が訪れる観光スポットになっております。三春町は、「滝桜」に訪れる30万人の観光客をいかにして町中の方に呼び寄せて中心市街地を活性化させればよいのかを模索しておりまして、美しい街なみをつくっていかうと形で中心市街地の街なみを整備してきたところです。

また町の西側には郡山市が隣接しており、昭和50年代の後半から平成の時代にかけて郡山市のベッドタウン化が進み民間の住宅地が開発されまして、急激に人口が増えました。

それから、町の東側には昭和50年前後の磐越自動車道の建設に合わせて平成7年に造成された田村西部工業団地があります。この度田村市側の方ですが、新たな企業の立地が決まったようです。

また、町の北側には自然環境と農村景観が色濃く——どちらかという手付かずの自然のままの状態が残っているような状況です。



三春町建設課都市グループ長 宮本 久功 様

それでは、資料 2 番の大町地区の事業を進めてきた経緯と課題に移らせて頂きます。

先程お話ししました大町地区は町のシンボルゾーンでありまして、いろいろな計画が立案されております。先程から説明のありました「HOPE 計画」が昭和 58 年に策定されております。この「HOPE 計画」を策定しまして 3 年間推進事業を進めてきた訳ですが、その推進事業の中で「店舗併用住宅の整備計画」というものを策定しております。その計画の中身については先程申しましたように、三春の市街地の特徴であります短冊型の敷地にどのような店舗併用住宅をつくっていけば良いのかという計画で、主に 2 点ほど具体的な内容が記載されております。

1 つ目は、**屋根は通りに面して平入りにする**ということです。妻入りにすると隣の敷地や建物に雨や雪などが流れ落ち、迷惑をかけることが多いからということです。

それから 2 つ目が、**敷地の裏側に通路を通す**ということです。裏山からの雨水をそこで排除することで、建物のメンテナンスや緊急時に必要な車輛が進入できるようになり、住環境が改善されるということです。このように、いろいろ具体的な内容が挙げられております。

この 2 つの提案につきましては、平成元年に策定されました「市街地整備基本計画」に綴られております。この「市街地整備基本計画」は、**歴史公園都市づくり**を目指して事業がプログラムされております。「**2 核 1 軸**」という構想がありまして、「**交流・情報ゾーン**」「**商業ゾーン**」を 2 つの核としまして、2 つの核を繋ぐ「**お祭道路**」を整備しております。

「**交流・情報ゾーン**」と言うのは、この「まほら」の建っている場所です。土地区画整理事業を行いまして、この「まほら」をつくることを計画・建設しました。

もう 1 つの「**商業ゾーン**」ですが、資料図面の南側の丸になりますが、都市計画道路の見直しによって三角形のエリアが出来上がるということで、そこを土地区画整理事業などにより土地を整理しまして、商業施設として高度な土地利用ができるようにしようという構想です。この「**商業ゾーン**」につきましては、計画のまま実現はされていません。現在町の商工会の方々が中心になって、どのようにこのゾーンを整備していこうかと検討を重ねているところであります。

それから、この 2 つの核を繋ぐ 1 つの軸が、都市計画道路で整備をしました「**お祭道路**」です。この「まほら」の外側に見える道路となっております。

以上のような事業によって街なみを形成してきたところです。表通りは街路事業によって整備を行いましたが、この表通りに平行しまして裏通りがございます。これから現地を案内いたしますが、この裏通りにつきましては「**街なみ環境整備事業**」———当時建設省の公共事業でしたが、通称「**裏道整備**」と呼ばれるこの事業を進めていったところです。

その計画の概要ですが、表通りの「お祭道路」につきましては、「人々が集い賑わうまちづくり」というものをテーマとしまして、これは県道でございましたので事業主体が福島県となっています。平成元年から平成 17 年をかけて出来上がった街路です。それから「街なみ環境整備事業」——通称「裏道整備」は、「歴史と伝統を生かした風格あるまちづくり」をテーマとし、**歴史と緑**をキーワードに、これは三春町が事業主体となりまして、平成元年から 10 年間をかけて整備した事業です。



表通りの「お祭道路」

それぞれの整備方針と整備状況ですが、「お祭道路」につきましては「人々が集い賑わうまちづくり」というテーマに沿いまして、いろいろな方針を掲げております。

まず1つ目ですが、**快適な歩行者空間、魅力的な買い物空間づくり、それらを演出する仕掛けづくり**といったところです。資料の 1 番後ろのページに写真が載っておりますのでちょっとご覧になって頂きたいのですが、整備前の「お祭道路」、整備後の「お祭道路」ということで載っています。同じアングルで写真を撮ったものですのでぱっと見て分かるのが、電線等がなくなっているのが一番目につくのかなと思います。**電線の地中化**を図った成果が出ているのかなと思います。

また歩道に関しては、**石畳の舗装**にしております。

それから街路灯につきましては、単なる街路灯ではなく三春の郷土玩具であります**三春駒**をモチーフにした街路灯になっております。**電球の歩道側はメタルハイドライト、車道側は水銀灯とナトリウム灯の切り替え方式**となっております。夏は涼しいブルーの水銀灯、冬は暖かみのあるナトリウム灯、といった仕掛けを持った街路灯となっております。また商店街の協力を得て、**イベント用電源と電飾ポール**などいろいろな仕掛けが歩道に施されております。

それから道路空間につきましては、祭りやイベントに対応できるようにフレキシブルな構成としております。まずは、歩道との段差を 5cm と極力少なくしております。また車止め（ポラード）は、取り外しのできる可動式といったものになっております。

次の資料に、標準の断面図が載っております。簡単に言いますと、車道の幅員はそのままにして歩道をゆっくり歩けるように拡幅したという道路構成になっております。後で現地の方をご案内した際に詳しくご説明させていただきます。

それから「街なみ環境整備事業」——通称「裏道整備」ですが、これにつきましても資料後ろのページに写真が載っておりますのでご覧になって頂ければと思います。裏道が整備される前と裏道が整備された後が、同じアングルで対比されるように載っております。整備される前の写真はご覧のように通路がなく、雨が降りますと裏山から住宅地の方まで雨水が流れてきまして、大変劣悪な住環境になっている状況が見て分かるかと思えます。ここに裏道を 1 本通すことによりまして、側溝によって山から来る水をまず遮断して住宅の方まで来ないようにするという、また通路をつくったことによって緊急時に車輛が入ってくるのが可能になりました。

また 1 番下にあるのが、合わせてつくられたポケットパークの写真です。



整備された「裏道」

資料の方に戻って頂きますと、ここの通路の整備、それから公園、生活環境整備といった大きな3つの整備があります。通路につきましては神社がたくさんあるところですが、参道はやはり石畳の舗装で整備しております。この参道に合わせて新しくつくった裏道も、石畳舗装としております。下の図面で赤く塗られているところが新しく整備された通路で、緑色で3か所あるのがポケットパークとなっております。

通路は延長が387.33m、幅員が3.5~4.0mで構成されております。3か所あるポケットパークには、ベンチ、水飲み場、庭園灯、モニュメントなどが設置されております。

それから図面のちょうど真ん中に「文化伝承館」と書いてありますが、そこが生活環境施設ということで整備したところです。この施設は建物を町の方に寄付して頂き、中身を一部改修しまして、お茶やお花・将棋ですとかそうした活動をする場所・拠点として提供しております。ここ2、3年につきましては、「三春まちづくり公社」というところが事務局となりこの施設に入りまして、維持・管理をしていくということになっております。

以上が主な事業でございます。資料5番に整備事業をした効果・成果という形でまとめておりますが、こういった整備をしていく段階で「まちづくり協定」というルールづくりをしております。

当時「街なみ環境整備事業」は、事業の開拓になるように区域内の人全員でまちづくりの協定を結ばなければならないという非常にハードルの高い要件があった訳ですが、このルールをつくって事業を進めたことによりまして、長い年月が過ぎた今でも、地域の方々が「自分たちの近くにある通路は自分たちで管理していきましょう」ということで、ボランティアで公園の清掃ですとか通路の草刈とかをやって頂いて、綺麗な街なみが継続されております。単に公共側が事業を進めるのではなくて、町民の方々と一緒になってこういったまちづくりの協定をつくった効果が、そういったところに現れているのかなと考えているところであります。

また表通りにつきましても、「お祭通り」という名前を付けていますけれども、いろいろな仕掛けを道路につくったことによりまして、夏は前面道路を通行止めにして盆踊りを行ったり、秋にはまた前面道路を通行止めにして秋祭りを行ったり、1月にはだるま市なども開催されるようになりました。1年中そういったお祭りやイベントを前面道路で開催できるような仕掛けがあるということで、中心市街地に活気を取り戻そうとする動きが出てくるといったような効果が現れてきているのかなと考えております。

それから最後になりますけれども、今後の課題ということで「まちづくりは終わりのないコミュニティの上に成り立ちます」ということが書いてありますが、いろいろなハードの事業で整備した街なみを、そこに住む人、そこで商売をする方々がそのいろいろなソフト事業を展開して、こうしたハード事業を活かして中心市街地の活性化に努めていかないと、と考えるところです。

またもう1つ町の課題だったのですが、町の裏側に「桜川」という一級河川が流れております。雨が降りますと床下、たまには床上浸水が起こるといったような川がありまして、かなり前から整備をしていこうという話があったのですが、おかげさまを持ちまして1つ

の事業が決まりまして、福島県の方でやって頂く事業なのですが、今年から5か年、約60億という規模で計画の方を終わらせるというようなことが県の方から発表されまして、今年の4月から事業を進めているところであります。町としましては県の改修に合わせまして、河川改修の周辺・裏道を**魅力ある桜川沿いのまちづくり**をしたいなと景観計画的なことを考えております。また皆さんにご覧になって頂けるような桜川沿いの裏道をつくらせていきたいなと考えているところです。5年後に来て頂ければ、桜川沿いの裏道通りもご覧になれるのかなと思います。

時間もありませんので、あとは現地の方を見学して頂ければと思います。
私の方は以上になります。どうもありがとうございました。

【質疑応答】

(菅野)

宮本様、大変貴重なお話をどうもありがとうございました。

それでは質疑の方に移らせて頂きます。どなたかご質問のある方いらっしゃいましたら、挙手の方願います。

(質問者)

野内課長へ質問なのですが、コーポラティブ住宅で「駅南部」と「桜ヶ丘」を比較したとき、「駅南部」の方が建築協定や建築指導が厳しいと思われるのですが、それが成功したのは土地の「借地システム」が良かったからということなのでしょうか？



質疑応答の様子

(野内)

ただいまのご質問ですが、やはり良い環境のためには厳しいルールがありますよ、それと同時に安いお金——この場合は「借地システム」で住宅を建てることができる。それが良いバランスで、住宅を建てる方に喜んで——かどうかは分かりませんが、それに応じて建築協定や指針に賛同して頂けたということだと思います。

(質問者)

であれば、県有地などを利用して「借地システム」を使って同じように住宅を建てることは可能なのでしょうか？

(野内)

県有地というと県営住宅といった話になってしまいますので、住宅を建てるのであれば、こういった手法で今の時代に合わせるならばやはり民間の活力に期待し、行政はバックアップ的なところで連携して、民間主体でいろいろな関係を持ちながらまちづくりや住まいづくりをしていく。そしてそれが産業や仕事などに繋がっていく——それが重要なのではないかなと思います。

(質問者)

分かりました。どうもありがとうございました。

(菅野)

ありがとうございました。質疑の方ですが、ちょっと時間になってしまいましたので、これで終了とさせていただきます。

それでは終了の挨拶に先立ちまして、次に行われます現地見学会についてご案内申し上げます。この例会終了後 5 時 20 分より午後 6 時まで、現地見学会ということで街なかの散策を企画しております。参加される方は、5 時 20 分になりましたら「まほら」の駐車場入口付近にお集まりください。

なお、午後 6 時 15 分より「ホテル八文字屋」において懇親会を行う予定です。

本日は県北支部青年部の例会にご参加頂き、誠にありがとうございました。

県北支部青年部ができて今年で 7 年目になりますが、今回のような外部で大勢の人をお招きして例会を開催するのは初めてのことでした。私がこの青年部に入って良かったと思う点は、知識の向上といった点もちろんですが、何より他の設計事務所の若い方と知り合えたということが 1 番でした。今回参加された若い方々の中で、同じ地区の他の設計事務所に若い方がいらっしゃるかどうか、ご存じない方がほとんどではないかと思います。

青年部に参加されているような若い方々と自分の夢だったり希望だったりを話し合うことで、それが自分の力になっていったのではないかと改めて感じています。また地域に対する想いですとか福島県に対する想いも、自分の中で少しずつ変わっていったのではないかなと思います。皆さんにも、ぜひ青年部の方へ参加して頂けると嬉しく思います。

また青年部を県全体の支部として立ち上げて、町や市、設計業界や建築業界、そして県全体を盛り上げていきたいと思っておりますので、皆様のお力添えを頂ければ幸いに思います。

最後になりましたが、ご講演頂きました野内様、宮本様、本日はありがとうございました。それではこれを持ちまして、第2回例会を終了いたします。

ご参加の皆様、どうもありがとうございました。

< 例会終了 >



例会会場の様子

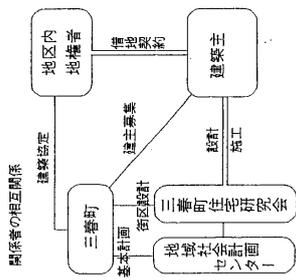
■ 参考資料 ■

資料①・② 【講演1】野内忠宏様講演資料（縮小・抜粋）

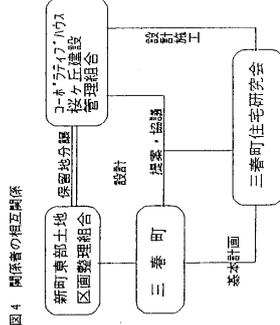
資料③～⑥ 【講演2】宮本久功様講演資料（ 抜粋 ）

コーポラティブ住宅の実施体制

- 駅前部（ハ鳥台）コーポラティブ地区
企画・コーディネート：三春町・地域社会計画センター、三春町住宅研究会
設計者：三春町住宅研究会が中心
ユーザー組織：三春コーポラティブ住宅地区建築協定運営委員会



- コーポラティブハウス桜ヶ丘
企画・コーディネート：三春町・三春町住宅研究会
設計者：三春町住宅研究会
ユーザー組織：コーポラティブハウス桜ヶ丘建設管理組合



- ⑤ 諸元
- 駅前部コーポラティブ住宅地区
建設場所：福島県田村郡三春町八鳥台五丁目地内
(三春町南部土地区画整理事業地区内)
用途地帯等：第一種住居専用地域、建築協定地区
敷地面積：12,300㎡(共用部分なし)
戸当り敷地面積：330～500㎡
戸数：31戸
住棟形式：戸建て住宅
構造・階数：木造平屋～2階建て

- コーポラティブハウス桜ヶ丘
建設場所：福島県田村郡三春町桜ヶ丘四丁目地内
(新町東部土地区画整理事業地区内保留地)
用途地帯等：第一種住居専用地域
敷地面積：3,723㎡
戸当り敷地面積：平均465㎡(専有部分386㎡)
戸数：8戸
住棟形式：戸建て住宅
構造・階数：木造平屋～2階建て

⑥ 特徴的なこと

- 駅前部コーポラティブ住宅地区
 - ・借地方式システム：主な土地所有者である農家・地権者の生活設計の安定収益の確保と、建主の住み残りの容易性及び家計収支としても有利な借地システムを開発し、宅地化の推進と活力ある若年層の定着を図った。この借地方式は土地所有者・建築主双方が長期に渡って信頼関係を保つべく、地代の改訂・契約の継承、契約期間中の繰上並びに良好な住環境の維持増進を図るためのルールが定められている。
 - ・街区土地利用：街区の住環境の質を向上させるため、住宅だけでなく、歩行者を主体とした区画街路の整備や、街路を住宅地区の一部として取り込める様な環境づくりを計画した。
- コーポラティブハウス桜ヶ丘
 - ・街区土地利用：街区の住環境の質を向上させるため、住宅だけでなく、歩行者を主体とした区画街路の整備や、街路を住宅地区の一部として取り込める様な環境づくりを計画した。

「三春町大町地区」

～歴史公園都市づくり～

福島県三春町

1. 地区の概要

三春町は、福島県のほぼ中央に位置する商業都市郡山市の東側に隣接する面積 7,276ha 人口 2 万人弱の小さな城下町です。



↑ 三春町の位置

↓ 三春町の中心市街地



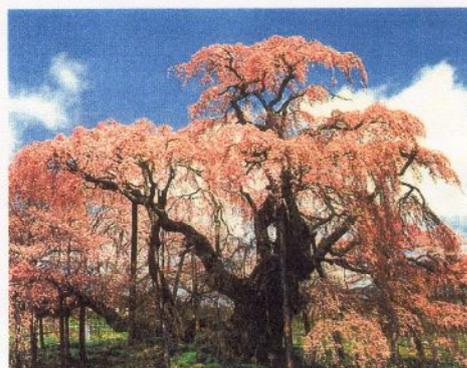
町のほぼ中央の中心市街地は、城下町の面影を残す蔵や千本格子を持つ商家が谷あいには建ち並び、その奥の山間に寺社仏閣が数多く散在しています。この中央に三春町の人口のほぼ3分の1の約7千人が暮らしています。

その中の「大町地区」は、城山公園の裾野に三春町役場を初め、郵便局、NTT等のビル、さらには商店街の建ち並ぶ、町のシンボルゾーンとなっています。



↑ 三春ダム「さくら湖」

↓ 国の天然記念物「滝桜」



町の南側には、里山の谷あいには平成10年3月に完成した三春ダム「さくら湖」があります。その湖岸にある国の天然記念物「滝桜」と相まって、観光スポットとして注目されています。

町の西側は、郡山市に隣接していることから、昭和50年代後半から平成の時代にかけて住宅地の開発が急激に進みました。

町の東側は、昭和50年前後と磐越自動車道の建設に合わせ平成7年に造成された工業団地が広がっています。

町の北側は、自然環境と農村景観が色濃く残っています。

2. 経緯・課題

「大町地区」は、町のシンボルゾーンであることから、その活性化に向けて次のような計画が立案されました。

＝ 資料④ ＝

1) HOPE計画（昭和58年）

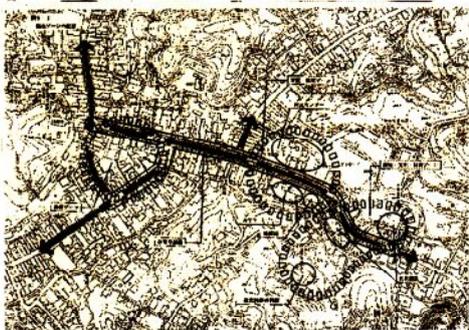
短冊形の敷地が連担する市街地における店舗併用住宅のあり方が提案されました。具体的には、次のような内容です。

- ・ 屋根は通りに面して平入りとする。
(妻入りだと、隣の敷地や建物に雨雪を流したり落したりして、迷惑をかけたりすることが多いから。)
- ・ 敷地の裏側に通路を通す。
(裏山からの雨水をそこで排除したり、建物のメンテナンスや緊急時に必要な車輛が進入できるようにすることで、住環境が改善されるから。)

2) 市街地整備基本計画（平成元年）

「歴史公園都市」づくりを目指し、次のような事業がプログラムされました。

- ・ 2核1軸として、「交流・情報ゾーン」、「商業ゾーン」、この2つをつなぐ「お祭道路」の整備をする。



- ・ 「交流・情報ゾーン」は、土地区画整理事業により町民センター用地を確保し、町民センターを建設するものとする。
- ・ 「商業ゾーン」は、都市計画道路の見直しにより三角形のエリアが出来上がるので、そこを、土地区画整理事業等により商業施設として高度な土地利用ができるようにする。
- ・ 「お祭道路」は、都市計画道路の整備として街路事業を実施するものとする。
- ・ 以上の事業による街なみ形成に当

たっては、HOPE計画で提案された建物や通路の整備を実現するための具体的事業として、「街なみ環境整備事業（通称：裏道整備）」に取り組む。

ここで課題となったのが、美しい街なみとするため、景観を意識し、そこに住み暮らす方々が共通のセンスを磨いていくということでした。

3. 計画の概要

1) お祭道路

テーマ：人々が集い賑わう街づくり

事業主体：福島県

整備時期：平成元年～17年

2) 街なみ環境整備事業（通称：裏道整備）

テーマ：歴史と伝統を生かした風格ある街づくり

キーワード：「歴史」と「緑」

事業主体：三春町

整備時期：平成元年～10年

4. 整備方針・整備状況

1) お祭道路の整備方針については、計画の概要で述べたテーマに沿って、次のような方針を掲げた。そして、事業主体である県のご理解とご協力により「⇒」のように整備されました。

- ① 快適な歩行者空間、魅力的な買い物空間づくり、それらを演出する仕掛けづくり。

⇒歩道の石畳舗装

⇒三春の郷土玩具「三春駒」をイメージした街路灯の設置⇒電球は、歩道側はメタルハライド、車道側は水銀灯とナトリウム灯の切り替え方式

⇒電線の地中化（CCbox）

⇒商店街の協力を得て、イベント用電源と電飾ポールの確保

- ② 道路空間は、祭りやイベント等に対応可能なフレキシブルな構成とする。

⇒歩車道の段差は、5cm

⇒車止め（ボラード）は、可動式

二 資料⑤ 二



↑ 標準断面図

標準断面 ① 通路

- ・ 参道の石畳舗装
- ・ 裏道の新設石畳舗装
- ・ 延長=387.33m幅員=3.5~4.0m

② 小公園

- ・ 3カ所 延面積=564.61㎡
- ・ ベンチ6基、水のみ場2カ所、庭園灯3基、モニュメント1基、曲線鉄棒1基、植栽

③ 生活環境施設

- ・ 母家（木造2階建）1棟改修
延面積=183.66㎡
- ・ 附属家（土蔵2階建）2棟改修
延面積=137.77㎡
- ・ 外、板塀、庭園等、一式改修整備

2) 街なみ環境整備事業（通称：裏道整備）については、計画の概要で述べたテーマとキーワードに沿って、次のような整備がなされた。



5. 整備効果・成果

整備の過程で、街づくり協定というルールづくりをしたり、平成2年3月に制定された美しいまちをつくる三春町景観条例に基づく1軒1軒の地道な話し合いによる建築行為が、少しずつ魅力的な市街地を形成してきている。

又、祭りやイベントを想定した仕掛けを合わせて整備したことにより、それらを活用して、少しでも市街地に活気を取り戻そうとする動きが出てきました。

これらが、滝桜の観光に合わせ街なか観光

を誘発し、季節的ではありますが、賑わいを見せています。

6. 今後の課題

まちづくりは、終わりのないコミュニティの上に成り立ちます。この中で培われた共通のセンスに基づく振る舞いやおもてなしの心が、形を形成し美しいまちにし、人々をひきつけるものだと思います。

＝ 資料⑥ ＝

日常の維持管理をしっかり行いながら、少しずつ、このような空間を広げていく必要があります。



↑ 整備前のお祭道路

↓ 整備後のお祭道路



↓ HOPE計画で提案された通りに面して平入りの屋根を掛けた店舗併用住宅



↑ 裏道が整備される前の建物敷地の裏側

↓ 裏道が整備された後の建物敷地の裏側



↓ 裏道整備にあわせて締結された街づくり協定に沿って整備された蔵



問い合わせ先

三春町 建設課 都市グループ

〒963-7759

福島県田村郡三春町字大町1番地の2

TEL 0247-62-2113 (直通)

Fax 0247-62-3300

E-mail toshi@town.miharu.fukushima.jp

■作成日：平成 20 年 11 月 6 日

■作成者：社団法人 福島県建築士事務所協会 県北支部 青年部

〒960-8061 福島県福島市五月町 4-25

福島県建設センター5階

T E L : 024-521-4033

F A X : 024-521-5087

H P : <http://www.sekkei-f.jp/seinen/index.htm>